

## ○鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例

平成24年12月25日

条例第43号

改正 平成28年3月24日条例第14号

(題名改称)

改正 令和6年3月21日条例第5号

## (目的)

第1条 この条例は、空家等に関し、市、市民等（市民又は市内において事業を行うものをいう。以下同じ。）及び所有者等の責務を明らかにするとともに、その適正な管理と活用の促進について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、良好な住環境の維持・向上を図り、もって災害や犯罪のない安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

## (定義)

第2条 この条例における用語は、法において使用する用語の例による。

(全部改正〔平成28年条例14号〕)

## (市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するために、特定空家等の適正管理並びに空家等及び空き地の有効活用に関し、必要な施策を講じなければならない。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

## (市民等の責務)

第4条 市民等は、良好な住環境の維持・向上に努めるとともに、市が実施する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

## (所有者等の責務)

第5条 所有者等は、空家等の適正な管理を行わなければならない。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

## (情報提供)

第6条 市民等は、特定空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するものとする。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

(応急措置)

第7条 市長は、空家等に、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が発生し、人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した場合は、その危険な状態を解消し、危害を予防するため、必要な最小限度の措置（以下「応急措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、応急措置を講じたときは、遅滞なくその空家等の所有者等に通知するとともに、応急措置に要した費用を徴収するものとする。

3 市長は、応急措置を講じた空家等の所有者等又はその所在を確認することができないときは、当該応急措置の内容を公示するものとする。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

(審議会)

第8条 法第22条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第9項の規定による代執行その他空家等の適正な管理のための措置について調査審議するため、鶴岡市空家等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市民の代表者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

6 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

(民事による解決との関係)

第9条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空家等の所有者等と隣人その他空家等が管理不全な状態にあることにより危害が及ぼされるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げるものではない。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成28年条例14号〕)

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する

附 則 (平成28年3月24日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例第14条第1項の規定により置かれている鶴岡市空き家等審議会は、この条例による改正後の鶴岡市空き家等の管理及び活用に関する条例第8条第1項の規定により置かれる鶴岡市空き家等審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (令和6年3月21日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

○鶴岡市空家等の管理及び活用に関する規則

平成25年3月29日

規則第14号

改正 平成28年3月24日規則第9号

(題名改称)

改正 令和6年3月27日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等の適正な管理と活用の促進に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び鶴岡市空家等の管理及び活用に関する条例（平成24年鶴岡市条例第43号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕)

(定義)

第2条 この規則における用語は、法において使用する用語の例による。

(一部改正〔平成28年規則9号〕)

(立入調査)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第1号）によるものとする。

(追加〔平成28年規則9号〕)

(身分証明書)

第4条 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕)

(指導及び勧告)

第5条 法第13条第1項の規定による指導は、口頭又は管理不全空家等の適正管理に関する指導書（様式第3号）を送付することにより行うものとする。

(追加〔令和6年規則4号〕)

2 法第22条第1項の規定による指導は、口頭又は特定空家等の適正管理に関する指導書（様式第4号）を送付することにより行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

3 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等の適正管理に関する勧告書（様式第

5号) により行うものとする。

(追加〔令和6年規則4号〕)

4 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等の適正管理に関する勧告書(様式第6号)により行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕、一部改正〔令和6年規則4号〕)

(命令)

第6条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等の適正管理に関する命令書(様式第7号)により行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

2 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前通知書(様式第8号)とする。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

3 法第22条第5項の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、公開による意見の聴取請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

4 法第22条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取実施通知書(様式第10号)により行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕、一部改正〔令和6年規則4号〕)

(代執行)

第7条 法第22条第9項の規定による代執行は、あらかじめ戒告書(様式第11号)により戒告し、その期限までにその義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書(様式第12号)により通知して行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則4号〕)

2 前項の代執行の執行責任者は、本人であることを示す証票として、行政代執行責任者証(様式第13号)を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕、一部改正〔令和6年規則4号〕)

(応急措置)

第8条 条例第7条第2項に規定する所有者等への通知は、応急措置実施済通知書(様式第14号)により行うものとする。

(一部改正〔平成28年規則9号〕、一部改正〔令和6年規則4号〕)

(審議会)

第9条 鶴岡市空家等審議会（以下「審議会」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

（一部改正〔平成28年規則9号〕）

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（一部改正〔平成28年規則9号〕）

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

様

鶴岡市長



管理不全空家等の適正管理に関する指導書

あなたの所有（管理）する下記の空家等については、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等の状態にありますので、下記のとおり必要な措置を講ずるよう指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等  
所在地  
所有者等の住所及び氏名又は名称
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由

様

鶴岡市長



管理不全空家等の適正管理に関する勧告書

あなたの所有（管理）する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定する管理不全空家等に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講ずるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等  
所在地  
所有者等の住所及び氏名又は名称
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者

- ※ 上記2の措置を実施した場合は、遅滞なく上記4の者まで報告してください。
- ※ 上記1の管理不全空家等に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、この勧告により当該特例の対象から除外されることとなります。
- ※ 上記2の措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることとなります。